省　令

○総務省令第五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第十八号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十五日

総務大臣　高市　早苗

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第十七号の総務省令で定める事務）	（法別表第十七号の総務省令で定める事務）
第十七条　法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第十七条**　［同上］
［一～十六　略］	［一～十六　同上］
十七　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第八十二条の規定による保存（法別表第十八号の総務省令で定める事務）	十七　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第八十条の規定による保存（法別表第十八号の総務省令で定める事務）
第十八条　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第十八条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
［削る］	三　番号利用法第七条第四項の規定による提出を受けること又は同項後段の規定による措置を講ずること。
［削る］	四　番号利用法第七条第五項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第四項後段の規定による措置を講ずること。
［削る］	［削る］
［削る］	［略］
［削る］	［略］
［削る］	［略］
五　番号利用法第七条第六項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第十二条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	六　番号利用法第十七条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
十　番号利用法第十七条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、個人番号カード等省令第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	十　番号利用法第十七条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、個人番号カード等省令第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査